

基発 0310 第 1 号
平成 29 年 3 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 16 号)が、本日公布され、平成 29 年 4 月 1 日(危険物乾燥設備に係る規定については同年 6 月 1 日)から施行することとされたところである。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

(1) 危険物乾燥設備に係る改正関係

労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)では、危険物乾燥設備の内部で爆発が発生した場合に、設備全体の破裂等を防ぐため、危険物乾燥設備の上部を軽量な材料で造り、又は危険物乾燥設備に有効な爆発戸等を設置することを義務付けているが、危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物が爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有する危険物乾燥設備(以下「耐爆発圧力衝撃乾燥設備」という。)については、安衛則第 294 条第 4 号の措置を免除したこと。

(2) 本籍地の記載を求める省令様式等の改正等関係

労働安全衛生法等に基づく免許試験受験申請書、技能講習受講申込書等には、申請者の本籍地の記載が義務付けられているが、本籍地確認用の公的書類の準備等の負担軽減の観点から、画一的に本籍地の記載を求めることを不要とするため、安衛則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。)及び作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「作環則」という。)における本籍地(日本国籍を有していない者につ

いてはその国籍)の記載を求める様式等について、本籍地に関する項目を削除したこと。

(3) その他

関係省令について所要の規定の整備を行ったこと。

2 細部事項

(1) 危険物乾燥設備に係る改正関係(安衛則第294条第4号関係)

耐爆発圧力衝撃乾燥設備とは、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が策定した耐爆発圧力衝撃乾燥設備技術指針(JNIOOSH-TR-47:2017)又はこれと同等以上の基準に適合する設備であること。

(2) 本籍地の記載を求める省令様式等の改正関係

ア 次に掲げる省令様式から本籍地に関する項目を削除したこと。

- ① 安衛則様式第7号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号及び第18号
- ② 作環則様式第4号の5

イ 安衛則第67条及び第82条に基づく免許証等の再交付等の要件から本籍変更時を削除したこと。

ウ 次に掲げる省令の規定に基づく帳簿の記載事項から本籍地の項目を削除したこと。なお、平成29年4月1日より前に作成された帳簿に記載された本籍地については、平成29年4月1日以降、保存の義務が課されていないことにとどまり、帳簿に記載された本籍地を削除することが求められるわけではないこと。

- ① 登録省令第1条の2の2の12、第1条の2の13、第19条の24の2の13、第19条の24の29、第19条の24の44、第24条、第25条の16及び第65条
- ② 作環則第17条の14

(3) その他

ア 次に掲げる省令様式の備考に、試験事務を都道府県労働局長又は指定試験機関が行う場合等における手数料等の取扱いを明記したこと。なお、従来の取扱いを何ら変更するものではないこと。

- ① 安衛則様式第14号
- ② 登録省令様式第1号、第4号の2及び第7号の2
- ③ 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則(昭和48年労働省令第3号。以下「コンサル則」という。)様式第1号、第3号及び第4号

④ 作環則様式第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 12 号及び第 16 号

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）様式第 15 号の備考に収入印紙の取扱いを明記したこと。なお、従来の取扱いを何ら変更するものではないこと。

ウ 次に掲げる省令様式に添付する写真の寸法を安衛則様式第 12 号と同じ縦 30 ミリメートル横 24 ミリメートルに統一したこと。

① コンサル則様式第 1 号

② 作環則様式第 1 号

(4) 附則関係

ア 施行期日(附則第 1 条関係)

この省令は、平成 29 年 4 月 1 日(危険物乾燥設備に係る規定については、平成 29 年 6 月 1 日。以下「施行期日」という。)から施行すること。

(ア) 危険物乾燥設備に係る改正関係(安衛則第 294 条第 4 号関係)

施行期日より前に、労働安全衛生法第 88 条第 1 項に基づき耐爆発圧力衝撃乾燥設備の設置の届出があった場合、設備の設置日が施行期日以降であれば、これを受理して差し支えないこと。

(イ) 免許証関係(安衛則第 67 条及び安衛則様式第 11 号から第 14 号関係)

a 施行期日より前に、安衛則第 71 条の規定に基づき、安衛則様式第 14 号による免許試験受験申請書が指定試験機関に提出された場合であって、試験日が施行期日以降となる場合、免許試験受験申請書には本籍地の記載が必要であるが、本籍地が掲載されている証明書による確認を行う必要はないこと。

b 施行期日より前に、安衛則第 66 条の 3 及び第 67 条第 2 項に基づき、安衛則様式第 12 号による免許申請書等(本籍地の変更があった場合等、本籍地を確認する必要がある場合に限る。)が都道府県労働局長に提出された場合であって、施行期日以降に免許証発行センターで免許証が発行される場合、免許申請書等には本籍地の記載が必要であるが、本籍地が掲載されている証明書による確認を行う必要はないこと。

c 施行期日以降、安衛則様式第 12 号及び第 13 号について、改正前の様式で申請があった場合、本籍地欄の記載の有無にかかわらず受理して差し支えないこと。

(ウ) 教習、技能講習関係(安衛則第 82 条、安衛則様式第 15 号、第 16 号、第 17 号及び第 18 号関係)

a 施行期日より前に、安衛則第 75 条又は第 80 条の規定に基づき、

安衛則様式第 15 号による教習又は技能講習の受講申込書が登録教習機関等に提出された場合であって、安衛則第 76 条又は第 81 条に基づき交付される様式第 16 号又は第 17 号による教習又は技能講習修了証の交付日が施行期日以降となる場合、受講申込書には本籍地の記載が必要であるが、本籍地が掲載されている証明書による確認を行う必要はなく、教習又は技能講習修了証に本籍地の記載は必要ないこと。

b 施行期日より前に、安衛則第 82 条に基づき、安全則様式第 18 号による技能講習修了証の再交付の申込書が登録教習機関等に提出された場合であって、交付日が施行期日以降となる場合、申込書には本籍地の記載が必要であるが、本籍地が掲載されている証明書による確認を行う必要はなく、技能講習修了証に本籍地の記載は必要ないこと。

イ 様式に関する経過措置(附則第 2 条及び第 3 条関係)

(ア) 施行期日の際現に提出され又は交付されている改正前の様式による申請書等は、改正後の相当様式による申請書等とみなすこと。

(イ) 施行期日の際現の存する改正前の様式等の用紙は、当分の間、必要なく改定をした上、使用することができること。

なお、安衛則第 100 条等における様式の任意性の規定も踏まえ、施行期日以降、本籍地欄がある施行期日より前に作成された様式を使用することは差し支えないが、改正の趣旨に鑑み、同欄を空欄とすることが望ましいこと。

3 関係通達の一部改正

次に掲げる通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

- ① 「技能講習修了証の統合の取扱いについて」(平成 8 年 2 月 7 日付け基発第 53 号)
- ② 「技能講習修了証明書統合発行システムの運用について」(平成 16 年 2 月 17 日基発第 0217003 号)
- ③ 「外国人労働者に対する技能講習の実施について」(平成 24 年 10 月 10 日付け基発 1010 第 4 号)
- ④ 「労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令の施行及びボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示の適用等について」(平成 25 年 1 月 16 日付け基発 0116 第 5 号)

○「技能講習修了証の統合の取扱いについて」（平成8年2月7日付け基発第53号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行																																																										
<p>統一技能講習修了証の様式例</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">労働安全衛生法による技能講習修了証</th> </tr> <tr> <td style="width:15%;">氏名</td> <td style="width:35%;"></td> <td colspan="2" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 年 月 日交付 ○○○労働局長登録講習機関 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">講習の種類</td> <td>足場の組立て等作業主任者</td> <td>第○○○号</td> <td>○年○月○日講習修了</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト運転</td> <td>第○○○号</td> <td>○年○月○日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> </table>	労働安全衛生法による技能講習修了証				氏名		写 真		生年月日		住所		年 月 日交付 ○○○労働局長登録講習機関 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印		講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第○○○号	○年○月○日講習修了	フォークリフト運転	第○○○号	○年○月○日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了	<p>統一技能講習修了証の様式例</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">労働安全衛生法による技能講習修了証</th> </tr> <tr> <td style="width:15%;">氏名</td> <td style="width:35%;"></td> <td colspan="2" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>本籍地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 平成 年 月 日交付 ○○○労働基準局長指定講習機関 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印 </td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">講習の種類</td> <td>足場の組立て等作業主任者</td> <td>第○○○号</td> <td>○年○月○日講習修了</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト運転</td> <td>第○○○号</td> <td>○年○月○日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> </table>	労働安全衛生法による技能講習修了証				氏名		写 真		生年月日		<u>本籍地</u>		住所		平成 年 月 日交付 ○○○労働基準局長指定講習機関 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印				講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第○○○号	○年○月○日講習修了	フォークリフト運転	第○○○号	○年○月○日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了
労働安全衛生法による技能講習修了証																																																											
氏名		写 真																																																									
生年月日																																																											
住所																																																											
年 月 日交付 ○○○労働局長登録講習機関 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印																																																											
講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第○○○号	○年○月○日講習修了																																																								
	フォークリフト運転	第○○○号	○年○月○日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								
労働安全衛生法による技能講習修了証																																																											
氏名		写 真																																																									
生年月日																																																											
<u>本籍地</u>																																																											
住所																																																											
平成 年 月 日交付 ○○○労働基準局長指定講習機関 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印																																																											
講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第○○○号	○年○月○日講習修了																																																								
	フォークリフト運転	第○○○号	○年○月○日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								

○「技能講習修了証明書統合発行システムの運用について」（平成16年2月17日基発第0217003号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第4 帳簿等の内容のデータベースへの登録等について 指定機関は、引渡し等を受けた帳簿、帳簿の写し及び修了者データの内容(修了者の氏名、生年月日、技能講習の種類、技能講</p>	<p>第4 帳簿等の内容のデータベースへの登録等について 指定機関は、引渡し等を受けた帳簿、帳簿の写し及び修了者データの内容(修了者の氏名、生年月日、<u>本籍地</u>、技能講習の種</p>

習を実施した機関(都道府県労働局を含む。)の名称(以下「技能講習実施機関名」という。)、修了年月日及び修了証番号)を技能講習修了者データベース(以下「データベース」という。)に登録することとする。

また、指定機関は、データベース等について、個人データの漏えい、滅失等の防止等の措置を講じて管理するものとする。

第5 修了証の再交付等及び修了証明書の交付の申込み等について

(1) 修了者は、登録教習機関が帳簿を保存している場合に、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたときは、修了証再交付・書替申込書に必要書類を添付して登録教習機関へ修了証の再交付又は書替えを申し込むものであること。

(2) 修了者は、登録教習機関が帳簿を指定機関に引き渡した場合又は都道府県労働局が帳簿の引渡し若しくは帳簿の写しの引継ぎを指定機関に行った場合に、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。なお、修了者が、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、その旨を記載して申し込むことができること。

また、修了者は、登録教習機関が指定機関に対し帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合又は都道府県労働局若しくは厚生労働本省が指定機関に対し帳簿、帳簿の写し若しくは修了者データの引渡し等を行った場合に、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。

この他、交付された修了証明書の再交付・書替えの申込みについても修了証明書の交付の申込みに準じて行うものとするこ

類、技能講習を実施した機関(都道府県労働局を含む。)の名称(以下「技能講習実施機関名」という。)、修了年月日及び修了証番号)を技能講習修了者データベース(以下「データベース」という。)に登録することとする。

また、指定機関は、データベース等について、個人データの漏えい、滅失等の防止等の措置を講じて管理するものとする。

第5 修了証の再交付等及び修了証明書の交付の申込み等について

(1) 修了者は、登録教習機関が帳簿を保存している場合に、修了証の滅失、損傷又は本籍、氏名の変更が生じたときは、修了証再交付・書替申込書に必要書類を添付して登録教習機関へ修了証の再交付又は書替えを申し込むものであること。

(2) 修了者は、登録教習機関が帳簿を指定機関に引き渡した場合又は都道府県労働局が帳簿の引渡し若しくは帳簿の写しの引継ぎを指定機関に行った場合に、修了証の滅失、損傷又は本籍、氏名の変更が生じたときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。なお、修了者が、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、その旨を記載して申し込むことができること。

また、修了者は、登録教習機関が指定機関に対し帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合又は都道府県労働局若しくは厚生労働本省が指定機関に対し帳簿、帳簿の写し若しくは修了者データの引渡し等を行った場合に、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。

この他、交付された修了証明書の再交付・書替えの申込みについても修了証明書の交付の申込みに準じて行うものとするこ

と。

第7 捜査関係事項照会について

新システムのデータベースに登録されている修了者の氏名、生年月日、技能講習の種類、技能講習実施機関名、修了年月日及び修了証番号について捜査関係事項照会を行う場合は、指定機関の代表者あてに行うこと。なお、修了者の照会に当たっては、当該修了者の氏名及び生年月日の項目が必須項目であることに留意すること。

別紙 新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要

4 指定機関におけるデータベースへの登録項目

指定機関におけるデータベースへの登録項目は、次のとおりである。

- ① 修了者の氏名、生年月日
- ② 技能講習の種類
- ③ 技能講習を実施した機関の名称
- ④ 修了年月日
- ⑤ 修了証番号

5 修了証の再交付・書替えの申込み及び修了証明書の交付の申込み

(1) 修了者が登録教習機関に修了証の再交付又は書替えの申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたとき

(2) 修了者が指定機関に修了証明書の交付の申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が指定機関に帳簿の引渡しを行った場合又は都道府県労働局が指定機関に帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合で、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたとき
- ② (略)

と。

第7 捜査関係事項照会について

新システムのデータベースに登録されている修了者の氏名、生年月日、本籍地、技能講習の種類、技能講習実施機関名、修了年月日及び修了証番号について捜査関係事項照会を行う場合は、指定機関の代表者あてに行うこと。なお、修了者の照会に当たっては、当該修了者の氏名及び生年月日の項目が必須項目であることに留意すること。

別紙 新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要

4 指定機関におけるデータベースへの登録項目

指定機関におけるデータベースへの登録項目は、次のとおりである。

- ① 修了者の氏名、生年月日、本籍地
- ② 技能講習の種類
- ③ 技能講習を実施した機関の名称
- ④ 修了年月日
- ⑤ 修了証番号

5 修了証の再交付・書替えの申込み及び修了証明書の交付の申込み

(1) 修了者が登録教習機関に修了証の再交付又は書替えの申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失、損傷又は本籍、氏名の変更が生じたとき

(2) 修了者が指定機関に修了証明書の交付の申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が指定機関に帳簿の引渡しを行った場合又は都道府県労働局が指定機関に帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合で、修了証の滅失、損傷又は本籍、氏名の変更が生じたとき
- ② (略)

新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要図

(略)

(注1) 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失・損傷又は氏名の変更が生じたとき

(注2) ①登録教習機関が指定機関に帳簿を引き渡した場合・都道府県労働局が指定機関に帳簿等の引渡し等をした場合で、修了証の滅失・損傷又は氏名の変更が生じたとき

② (略)

別添 技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																								
修了証明書番号																								
氏名																								
生年月日		年		月		日		性別																
発行日		年		月		日																		
有無	講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	シヨ	玉掛	床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	ず掘	ず覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋	
有無	種類	採石	木建	はい	船内	水取	水廻	普圧	化圧	木材	フレ	乾燥	酸欠	酸硫	特化	鉛	四鉛	有機						
有無																								

写真

指定機関名 印

新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要図

(略)

(注1) 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失・損傷又は**本籍**・氏名の変更が生じたとき

(注2) ①登録教習機関が指定機関に帳簿を引き渡した場合・都道府県労働局が指定機関に帳簿等の引渡し等をした場合で、修了証の滅失・損傷又は**本籍**・氏名の変更が生じたとき

② (略)

別添 技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																							
修了証明書番号																							
氏名																							
生年月日		年		月		日		性別															
発行日		平成		年		月		日															
有無	講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	シヨ	玉掛	床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	ず掘	ず覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋
有無	種類	採石	木建	はい	船内	水取	水廻	普圧	化圧	木材	フレ	乾燥	酸欠	酸硫	特化	鉛	四鉛	有機					
有無																							

写真

指定機関名 印

○「外国人労働者に対する技能講習の実施について」（平成24年10月10日付け基発1010第4号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別添 外国人労働者に対する技能講習実施要領 3 技能講習修了証の発行 氏名の欄は、旅券又は在留カードに記載されている氏名を記入すること。	別添 外国人労働者に対する技能講習実施要領 3 技能講習修了証の発行 <u>(1) 氏名の欄は、旅券又は在留カードに記載されている氏名を記入すること。</u> <u>(2) 本籍地の欄は、国籍を記載すること。</u>

○「労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令の施行及びボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示の適用等について」（平成25年1月16日付け基発0116第5号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第2 改正の内容及び留意事項 2 都道府県労働局長による免許の取消事由の追加 (1) 労働安全衛生規則第66条関係 ① (略) ② 現に複数の免許を受けている者について、その免許の一部を取り消した場合には、労働安全衛生規則第68条第2項に基づき免許証の再交付を行うこととなるが、当該取消しの申請は、免許証の再交付を受けることを目的とするものではないことから、労働安全衛生法第112条第1項第9号の免許証の再交付を受けようとする者には該当せず、同条の規定による手数料の納付は不要であること。なお、取消しの申請を行う場合であっても、同時に、氏名等の変更について免許証の書換えを受けようとするとき又は免許証の紛失若しくは滅失を事由として再交付を受けようとするときは、同条の規定によ	第2 改正の内容及び留意事項 2 都道府県労働局長による免許の取消事由の追加 (1) 労働安全衛生規則第66条関係 ① (略) ② 現に複数の免許を受けている者について、その免許の一部を取り消した場合には、労働安全衛生規則第68条第2項に基づき免許証の再交付を行うこととなるが、当該取消しの申請は、免許証の再交付を受けることを目的とするものではないことから、労働安全衛生法第112条第1項第9号の免許証の再交付を受けようとする者には該当せず、同条の規定による手数料の納付は不要であること。なお、取消しの申請を行う場合であっても、同時に、氏名、 <u>本籍地</u> 等の変更について免許証の書換えを受けようとするとき又は免許証の紛失若しくは滅失を事由として再交付を受けようとするときは、同条の

る手数料の納付が必要であること。
(2) (略)

規定による手数料の納付が必要であること。
(2) (略)